

委託業務仕様書

令和 8 年度 屋久島町農畜水産物 P R 事業業務委託

屋久島町産業振興課

1 委託業務名

令和 8 年度 屋久島町農畜水産物 P R 事業業務委託

2 委託業務の目的

本町は、我が国初の世界自然遺産登録地域をはじめ、世界に誇る類まれな自然環境を有しており、広くその名を知られている。一方で、本町の農畜水産物及び地場産品については、屋久島の知名度を十分に活かしきれていない面があり、産品の魅力、生産者の思い、地域資源とのつながりを効果的に発信し、屋久島ブランド全体の価値向上につなげる必要がある。

令和 7 年度においては、屋久島牛、茶、ぼんかん、たんかん等を中心とした P R 動画の制作及び情報発信に取り組んだところである。令和 8 年度においては、町が提供する既存動画及び関連資料を踏まえ、既存成果物の有効活用、スマートフォンでの視聴に適した短尺動画の制作、町内農林水産物及び地場産品への展開、町ホームページ、観光協会ホームページ、動画投稿サイト、SNS、ふるさと納税関連ページ等との連携を図ることにより、情報発信の効果をさらに高めることを目的とする。

本業務では、単に動画を制作するだけでなく、視聴者が屋久島産品に関心を持ち、関連情報へ円滑にアクセスできる導線を整備するとともに、プロモーション、販路開拓及び地域ブランディングに資する提案を求めるものとする。これにより、屋久島産品の認知度向上、購買意欲の喚起、関係人口の拡大及び生産者等の所得向上につながる施策展開を図る。

なお、本業務は、既存動画及び関連素材を有効に活用し、短尺動画の制作、情報発信媒体間の連携、成果指標の設定、効果測定及び改善提案を行うことを基本とする。併せて、提案限度額の範囲内において、町内農林水産物、林産物、焼酎その他の地場産品の取材、既存品目の再編集又は再構成、プロモーション、販路開拓、地域ブランディングに資する取組について、実施可能性及び費用対効果を踏まえた提案を求めるものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 既存動画及び関連素材の確認・活用方針の提案

受託者は、町が提供する令和 7 年度制作の P R 動画及び関連資料を確認した上で、既存成果物の活用方針、改善点、再編集の方向性、新規制作すべき内容について提案すること。

提案に当たっては、既存動画との重複を避け、これまでの取組との連続性を確保するとともに、令和 8 年度事業として発展的かつ実現可能な内容とすること。

(2) 短尺動画及びスマートフォン向け素材の制作

受託者は、既存動画又は新規撮影素材を活用し、スマートフォンでの視聴に適した短尺動画を制作すること。

短尺動画は、SNS、動画投稿サイト、町ホームページ、観光協会ホームページ等での活用を想定し、縦型動画を基本とする。ただし、活用媒体や発信目的に応じて、横型動画、正方形動画その他効果的な形式がある場合は、その理由を明確にした上で提案すること。

動画の長さ、本数、構成及び活用媒体については、視聴者の関心喚起、関連情報への誘導、屋久島ブランドの価値向上につながるよう提案すること。

(3) 新たな農林水産物及び地場産品の取材・発信提案

受託者は、既存の屋久島牛、茶、ぼんかん、たんかん等に加え、町内の農林水産物、林産物、焼酎その他の地場産品について、屋久島ブランド全体の価値向上につながる取材及び情報発信を提案すること。

対象品目については、屋久島らしさ、地域産業との関係性、発信効果、購買又は関心喚起への波及効果を踏まえ、町と協議の上で決定するものとする。

(4) 既存品目の状況を踏まえた再編集・再構成

受託者は、既存動画の対象となった品目について、現在の生産、販売、情報発信上の状況を踏まえ、必要に応じて動画内容の再編集、再構成、新規撮影又は発信方法の見直しを提案すること。

特に、発信内容が現在の状況と一致しないおそれがある場合は、町と協議の上、適切な表現、代替素材の活用、発信時期の調整等を行うこと。

(5) 情報発信、広告配信及び媒体間の連携

受託者は、制作した動画及び関連素材について、動画投稿サイト、SNS、町ホームページ、観光協会ホームページ、ふるさと納税関連ページその他有効な媒体での活用を提案すること。

情報発信又は広告配信を行う場合は、配信媒体、想定する対象者、配信方法、想定される表示回数、クリック数、関連ページへの遷移数等を示し、効果測定及び分析を行うこと。

視聴者が屋久島産品に関する関連情報へ円滑にアクセスできるよう、掲載媒体、リンク構成、紹介文、サムネイル、二次利用方法等を含めた導線設計を行うこと。

(6) ふるさと納税関連情報等との連携

情報発信に当たっては、屋久島産品の魅力、生産者の思い、地域資源との関係性を伝えることを基本とし、町ホームページ、観光協会ホームページ、ふるさと納税関連ページ等との連携を考慮すること。

なお、過度に寄附又は購買を直接的に促す表現とならないよう留意しつつ、視聴者の関心が関連情報へ自然につながる構成とすること。

(7) プロモーション、販路開拓及び地域ブランディングに資する提案

受託者は、本業務の目的を踏まえ、屋久島産品の認知度向上、購買意欲の喚起、販路開拓及び屋久島ブランド全体の価値向上につながる取組について提案すること。

提案に当たっては、情報発信にとどまらず、販売促進、商品価値の向上、関係事業者との連携、外部人材の活用、商談機会の創出など、事業効果を高めるための方策について、実施可能性を含めて示すこと。

なお、具体的な実施内容については、提案内容を基に町と協議の上、決定するものとする。

(8) その他

上記のほか、本事業の目的達成に有効と考えられる取組がある場合は、提案限度額の範囲内で提案すること。

提案に当たっては、実施方法、実施時期、期待される効果及び効果測定の方法を明確に示すこと。

5 成果指標及び効果測定

(1) 成果指標の設定

受託者は、提案時に、本業務の効果を把握するための成果指標及び目標値を設定し、その考え方を明示すること。

成果指標とは、本業務が屋久島製品の認知度向上、購買意欲の喚起、関連情報への誘導、地域ブランディングの向上及びふるさと納税寄附額の向上に資する取組として、どの程度効果を生じているかを確認するための指標をいう。

成果指標の設定に当たっては、単に動画視聴回数等の数量のみを目標とするのではなく、屋久島製品への関心喚起、関連ページへの誘導、返礼品情報への接続、今後の販路開拓及び地域ブランディングへの活用可能性を踏まえること。

(2) 成果指標の項目

成果指標については、次の項目を参考に、提案内容に応じて適切に設定すること。

- ア 動画視聴回数
- イ リーチ数又は表示回数
- ウ 視聴維持率又は平均視聴時間
- エ SNS上の反応数
- オ リンククリック数
- カ 町ホームページ、観光協会ホームページ又は関連ページへのアクセス数
- キ ふるさと納税関連ページ又は返礼品情報ページへの遷移数
- ク 短尺動画の制作本数及び活用媒体数
- ケ 情報発信後の分析及び改善提案件数
- コ 屋久島製品の販売促進、販路開拓又は地域ブランディングに資する具体的提案数

(3) 関連情報への導線及び効果分析

本業務は、屋久島製品の魅力発信及び関連情報への導線整備を通じて、町内製品への関心喚起、購買意欲の向上及び地域ブランドの価値向上につなげることを目的とする。

受託者は、町ホームページ、観光協会ホームページ、製品紹介ページその他町が指定する関連ページ等との連携を考慮し、視聴者が屋久島製品に関する情報へ円滑にアクセスできるよう、掲載方法、リンク構成、紹介文、サムネイル等を提案すること。

また、関連ページへのアクセス状況、リンククリック数、訴求内容ごとの反応等を可能な範囲で把握し、今後の情報発信、製品PR、販路開拓及び地域ブランディングに活用できるよう分析すること。

(4) 効果測定及び分析

受託者は、設定した成果指標に基づき、業務実施後の効果を測定し、目標達成状況、課題、改善点を整理すること。

分析に当たっては、媒体別、対象品目別、訴求内容別、発信時期別に可能な範囲で整理し、どの発信内容が屋久島製品への関心喚起及び関連ページへの誘導に効果的であったかを明らかにすること。

また、目標値を達成できなかった場合は、その要因を分析し、発信媒体、訴求内容、導線設計、掲載時期、対象品目、ふるさと納税関連ページ等との連携方法について、改善提案を行うこと。

(5) 成果報告

受託者は、業務完了時に、成果指標に対する実績、目標達成状況、分析結果、課題及び改善提案を実績報告書に記載すること。

実績報告書には、今後の町の情報発信、製品PR、販路開拓、地域ブランディング及びふるさと納税寄附額の向上に活用できる提案を含めること。

6 見積及び経費内訳

受託者は、提案に当たり、業務内容ごとの経費内訳を整理し、提案内容と見積金額の対応関係が分かるようにすること。

内訳の作成に当たっては、企画・構成、既存動画及び関連素材の確認・活用、撮影、編集、短尺動画制作、情報発信、広告配信、媒体連携、効果測定及び分析、プロモーション・販路開拓・地域ブランディングに資する提案、旅費、管理費、諸経費等の区分を参考に、可能な範囲で数量、単位、単価、金額等を明示すること。

「一式」と記載する場合は、その内容、業務範囲及び積算の考え方が分かる説明を付すこと。

見積金額は、提案内容の実施に必要な一切の経費を含めるものとし、提案限度額の範囲内で、費用対効果を踏まえた積算とすること。

7 成果品の納品及び実績報告

(1) 成果品の納品

受託者は、本業務により制作した成果品について、次のとおり納品すること。

ア 動画データ 制作した動画について、町ホームページ、動画投稿サイト、SNSその他の媒体で活用可能なファイル形式により納品すること。

イ 短尺動画データ スマートフォンでの視聴に適した短尺動画について、SNS等での活用に適した形式により納品すること。

ウ 編集可能データ 将来的に町が加工又は再利用できるよう、可能な範囲で編集可能なデータ又は白完パケデータを納品すること。

エ サムネイル、紹介文その他関連素材 動画掲載時に必要となるサムネイル、説明文、紹介文、リンク案その他関連素材を納品すること。

(2) 実績報告書の作成・提出

受託者は、委託業務の終了後、成果品と併せて、委託業務の内容を記録した実績報告書を作成し、紙媒体及び電子データにより屋久島町に提出すること。

実績報告書には、実施内容、制作物一覧、情報発信の実施状況、成果指標の実績、効果測定の結果、分析内容、今後の改善提案を含めること。

8 業務の履行その他特記事項

(1) 権利関係

成果品及び本委託業務により生じた著作権等の知的財産は、原則として屋久島町に帰属するものとし、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。ただし、受託者又は第三者が従前から権利を有する素材等を使用する場合は、屋久島町が本事業の目的の範囲内で継続的に使用できるよう、受託者の責任において必要な利用許諾等を確保すること。

(2) 第三者権利への対応

成果品に対し、第三者から権利の主張、損害賠償請求等が生じた場合は、屋久島町の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決すること。

(3) 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ書面により屋久島町の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 関係法令等の遵守

受託者は、労働基準法、最低賃金法、著作権法、個人情報保護に関する法令その他関係法令を遵守するとともに、危機管理意識に基づき健全かつ安全な業務執行を図ること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を実施するに当たって知り得た情報又は秘密について、屋久島町の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(6) 事故及び苦情等への対応

受託者は、事故、苦情、運営上の課題等が発生した場合には、速やかに屋久島町に報告し、責任を持って対応すること。

(7) 協議事項

本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、屋久島町と受託者が協議の上、決定するものとする。

(8) 仕様の変更

本業務に係る内容は、屋久島町と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定するものとする。

(9) 関係書類の保管

受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

(10) 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、屋久島町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。

9 実施スケジュールの考え方

受託者は、契約締結後、速やかに既存動画及び関連素材の確認を行い、町と協議の上、実施方針、制作内容、取材対象、発信媒体、スケジュール等を整理すること。

実施スケジュールについては、次の内容を踏まえて提案すること。

- ア 既存動画及び関連素材の確認
- イ 短尺動画等の制作
- ウ 必要に応じた新規取材
- エ 既存品目の再編集又は再構成
- オ 情報発信媒体及び導線設計
- カ プロモーション、販路開拓及び地域ブランディングに資する取組
- キ 成果指標の設定、効果測定及び分析
- ク 実績報告及び今後の改善提案

なお、具体的な実施時期については、対象品目の生産、収穫、販売、観光需要、ふるさと納税需要、町の行事等を踏まえ、町と協議の上、決定するものとする。